

予納郵便切手一覧表

福島地方裁判所(本庁・支部共通)、福島県内の簡易裁判所

1. 【予納郵便切手一覧表について】

以下の郵便切手の額及び組合せは、各事件の申立ての際に納めていただくものです。ここに掲げられている申立て以外の予納郵便切手額については、申立てをする裁判所にご確認ください。また、事案に応じて、切手の追加納付を求められる場合もありますので、ご了承ください。

なお、事件終局時に未使用の郵便切手は返還されます。

2. 【現金納付について】

地方裁判所の訴訟事件、労働審判事件及び不動産競売事件では、予納郵便切手に相当する額を現金で納めることができます。現金で予納することにより、事件終了後に郵便料が残った場合、あらかじめ指定された口座に振り込む方法により還付を受けることができます。現金納付をご希望の方は、納付方法等について、申立てをする裁判所に、事前にご確認ください。

なお、下記のとおり、令和7年1月6日より、簡易裁判所の一部の事件でも現金で納付することが可能となりました。

福島地方裁判所(本庁・支部共通)の予納郵便切手一覧表

事件の種類		合計	内訳	備考
通常訴訟		6500 円	500円×8枚、110円×15枚、50円×9枚、20円×14枚、10円×12枚	被告が1名増えるごとに、2580円分(500円×4枚、110円×4枚、50円×2枚、10円×4枚)を加算する。 【現金納付(電子納付含む)を希望する場合】 7000円 被告が1名増えるごとに3000円を加算する。
調停		1100 円	110円×10枚	【現金納付(電子納付含む)を希望する場合】 1000円
保全命令	①不動産仮差押 ^{※1}	1330 円	500円×2枚、110円×3枚	法務局への登記嘱託用の郵便切手が不要な場合
	②不動産仮差押 ^{※2}	2510 円	500円×4枚、110円×3枚、50円×2枚、20円×4枚	法務局への登記嘱託用の郵便切手が必要な場合
	①不動産仮処分 ^{※3}	2440 円	500円×4枚、110円×4枚	登記嘱託を要する仮処分(処分禁止等)で登記嘱託用の郵便切手が不要の場合、又は登記嘱託を要しない仮処分(占有移転禁止等)の場合

	②不動産 仮処分※4	3620 円	500円×6枚、110円×4枚、50 円×2枚、20円×4枚	登記嘱託を要する仮処分(処 分禁止等)で登記嘱託用の郵 便切手が必要な場合
	債権 仮差押	3140 円	500円×5枚、110円×5枚、50 円×1枚、20円×2枚	債務者が1名増えるごとに、1 220円分(500円×2枚、110 円×2枚)を加算する。 第三債務者が1名増えるごと に、1810円分(500円×3 枚、110円×2枚、50円×1 枚、20円×2枚)を加算する。
保 全 取 下 げ	①不動産 仮差押、 仮処分		110円×債務者数	※1又は※3の事件の取下げ で、登記嘱託用の郵便切手が 不要な場合
	②不動産 仮差押、 仮処分		500円×2枚、110円×債務者 数、50円×2枚、20円×4枚	※2又は※4の事件の取下げ で、登記嘱託用の郵便切手が 必要な場合
	債権 仮差押		110円×(債務者数+第三債務 者数)	
担 保 取 消	事由消滅	1220 円	500円×2枚、110円×2枚	当事者が1名増えるごとに、1 220円分(500円×2枚、110 円×2枚)を加算する。
	担保権利 者の同意 あり	110円	110円×1枚	
	担保権利 者の権利 行使催告 要	2440 円	500円×4枚、110円×4枚	
借地非訟		5950 円	500円×8枚、110円×15枚、5 0円×2枚、20円×5枚、10円× 10枚	当事者が1名増えるごとに、1 000円分(500円×2枚)を加 算する。
保護命令(DV)		2600 円	500円×2枚、110円×10枚、1 00円×3枚、50円×1枚、20円 ×5枚、10円×5枚	
労働審判		4100 円	500円×4枚、110円×15枚、5 0円×5枚、20円×5枚、10円× 10枚	【現金納付(電子納付含む)を 希望する場合】 5000円

破産	同時廃止		110円×(債権者数+5)	
	管財		110円×(一般債権者数+労働債権者数+公租公課庁数+債務者数+10)	
再生	通常再生	8400円	500円×10枚、110円×20枚、50円×20枚、10円×20枚	開始決定、集会招集決定があれば、各決定ごとに、110円×債権者数を加算する。
	個人再生		110円×債権者数×2+10枚	
不動産競売		110円	110円×1枚	予納郵便切手(110円)は保管金提出用紙送付用。 このほか、法務局への登記嘱託用の郵便切手が必要な場合がありますので、あらかじめ申立先裁判所にご確認ください。
収益執行			500円×給付義務者数×2+10枚、110円×給付義務者数+50枚	
代替執行		2970円	500円×4枚、110円×8枚、10円×9枚	
間接強制		2970円	500円×4枚、110円×8枚、10円×9枚	
財産開示		6960円	500円×10枚、110円×15枚、50円×5枚、20円×3枚	
第三者からの情報取得		(預貯金) 2000円 (給与・不動産) 4750円	【預貯金の場合】 500円×2枚、300円×1枚、110円×3枚、50円×5枚、40円×2枚、20円×2枚 ※1 【給与・不動産の場合】 500円×6枚、300円×1枚、110円×10枚、50円×5枚、40円×2枚、20円×1枚 ※2	※1 第三者が1名増えるごとに500円×2枚、110円×1枚、50円×3枚、40円×2枚、20円×1枚(合計1360円)を加算する。 ※2 第三者が1名増えるごとに500円×2枚、110円×1枚、50円×2枚、40円×2枚(合計1290円)を加算する。

債権執行	3210 円	500円×5枚、110円×5枚、50円×2枚、20円×3枚	債務者が1名増えるごとに、1220円分(500円×2枚、110円×2枚)を加算する。 第三債務者が1名増えるごとに、1880円分(500円×3枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×3枚)を加算する。
強制執行停止	3130 円	500円×5枚、110円×3枚、50円×2枚、20円×5枚、10円×10枚	
所有者不明土地等 管理命令	7500 円	500円×8枚、110円×20枚、 100円×10枚、20円×10枚、 10円×10枚	

福島県内の簡易裁判所の予納郵便切手一覧表

事件の種類	合計	内訳	備考
訴訟	6000 円	500 円×8枚、110 円×15 枚、50 円×5 枚、10 円×10 枚	当事者が1名増えるごとに、2440円分(500 円×4枚、110 円×4枚)を加算する。
調停	650 円	110 円×4枚、50 円×3枚、10 円×6枚	当事者が1名増えるごとに、270円分(110 円×2枚、10 円×5 枚)を加算する。 ※特定調停は、各裁判所にお問い合わせください。
支払督促	1330 円	500 円×2枚、110 円×3枚 ※ 郵便切手のほかに債務者の数と同数の郵便はがき(85 円)を添付する。	債務者が1名増えるごとに、1220円分(500 円×2枚、110 円×2枚)を加算する。

*現金で納付する場合の納付金額

郵便料納付金額一覧表(令和7年1月6日現在)

1 通常訴訟・少額訴訟	
被告1名の場合	被告が1名増えるごとに
合計 7000 円	合計 3000 円 追加
2-1 控訴	
被控訴人1名の場合	被控訴人が1名増えるごとに
合計 7000 円	合計 3000 円 追加
3-1 一般調停	
相手方1名につき	相手方が1名増えるごとに
合計 4000 円	合計 1000 円 追加
3-2 特定調停	
相手方1名につき	相手方が1名増えるごとに
合計 2000 円	合計 1000 円 追加
4 支払督促	債権者への各種通知につきハガキを希望する場合はハガキ(85円)×債務者の数 債務者多数の場合、加算をお願いすることがあります。
7000 円	